

只江川水系河川整備基本方針

平成 30 年 4 月

佐 賀 県

目 次

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- (1) 流域及び河川の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 河川整備の基本となるべき事項

- (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節への配分に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- (3) 主要な地点における計画高水位及び
 計画横断形に係る川幅に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- (4) 主要な地点における流水の正常な機能を
 維持するため必要な流量に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・5

<参考図>

只江川水系流域概要図

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

只江川は、その源を佐賀平野の西南端の杵島山麓に発し、佐賀県杵島郡白石町の干拓地を流下し、有明海に注ぐ、管理区間延長 6.45km、流域面積 32.7km²の二級河川である。

流域の気候は、九州の気候区分によると内陸型気候に属し、年平均気温は約 16℃、年平均降水量は約 1,820mm であり、特に、降水量が多い梅雨期、台風期に災害の発生が集中している。

流域内の関連市町村は白石町のみであり、平成 27 年現在（国勢調査）の人口は約 24,000 人で、県営ほ場整備事業等によって農業生産基盤の整備が進められ、県内有数の農業地帯となっている。

また、河口の有明海沿岸には、有明海沿岸道路が計画されており、今後、交通ネットワークの形成により都市間相互の連携が強化され、更なる人や物資等の交流促進が期待される。

流域内の地形は、上流域は杵島山系に接する山地からなり、中流から下流域にかけては三角州性低地および干拓地が広がっている。また、地質は山地部には火山岩類が、低平地部には堆積岩類が広く分布しており、穀倉地帯である白石平野の一部を構成している。

流域内には、杵島山において、古代に歌垣が行われていた記録が残されており、その中腹には歌垣公園が整備されている。また、その周辺には佐賀県史跡である道祖谷古墳がある。

流域内の植生は、上流域には、主にシイ・カシ萌芽林が、下流域にはコギシギシ（環境省：絶滅危惧 類）やミゾコウジュ（環境省：準絶滅危惧）が生育し、沿川には水田雑草群落が分布している。

魚類は、河口部でカワバタモロコ（環境省：絶滅危惧 B 類、佐賀県：絶滅危惧 類種）、ツチフキ（環境省：絶滅危惧 B 類、佐賀県：準絶滅危惧種）、ミナメダカ（環境省：絶滅危惧 類、佐賀県：準絶滅危惧種）等が、淡水部ではコオイムシ（環境省：準絶滅危惧）などの底生生物が確認されている

鳥類は、チュウサギ（環境省：準絶滅危惧）、ミサゴ（環境省：準絶滅危惧、佐賀県：絶滅危惧 類種）等が確認されている。

河川の水質は、只江川で水質に係る公共用水域の類型指定が行われておらず、定期的な水質調査も実施されていないが、過去に水質汚濁に関する問題が発生したとの記録は残っていない。

只江川は、上流部で水田地帯を直線的に貫流し、中流部では市街地を蛇行しながら流れ、下流部で再び水田地帯を貫流し、白石樋門より有明海に注ぐ。

只江川水系の洪水被害としては、中下流域が主に低平地であることから、有明海の潮位や高潮の影響を受けやすく、昭和 55 年 8 月、平成 2 年 7 月洪水などで大規模な家屋浸水、水田冠水、

交通途絶等が発生しており、平成の初期までは度々家屋浸水等が発生した。

また、近年においては、平成 19 年 7 月、平成 21 年 7 月洪水には一部内水による家屋の床下浸水が発生している。

只江川水系では、頻発する水害への対策として、昭和 42 年から昭和 43 年にかけての災害関連事業や、昭和 50 年から昭和 63 年にかけての地盤沈下対策事業により河川改修工事や排水機場（7.5m³/s、3 基）の整備を実施した。

その後、国道 207 号～井樋上橋区間において、地盤沈下への対応を図るため、ほ場整備事業と併せて局部改良事業により平成元年から河川改修を行った。

現在では、河口から J R 長崎本線までの間において、一定規模での河道整備および排水機場整備が完了している。

流域内の水利用の状況は、河川からの取水や溜池により主に農業用水として利用されている。

（ 2 ）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

只江川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また、流域及び河川の現状を踏まえ、歴史・文化との調和、豊かな自然環境と河川景観を保全、継承するとともに、人々に親しまれる良好な河川空間を維持していくため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。

河川の整備にあたっては、地域の発展等に係る計画との整合を図り、また、水害の発生状況や河川の整備状況、上下流のバランス等を踏まえた整備を進め、河川の総合的な保全と利用を図る。

洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、只江川の自然環境や河川の利用等に配慮しながら、計画的な河川整備を行い計画規模の洪水を安全に流下させる。

高潮対策については、関係機関と連携し、既往潮位に対応した施設高の設定や防潮水門等の整備・運用により浸水被害の防止を図る。また、内水被害には、排水機場等の河川管理施設の整備・運用や関係機関との調整・連携等により対処する。

さらに、計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水に対しても被害を最小限度に抑えるよう、必要に応じたハード対策や防災情報の提供や避難誘導のソフト対策等を関係機関や地域住民と連携して推進する。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項並びに河川の維持管理に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、只江川水系の河川水は主に農業用水に利用されており、今後とも適正かつ効率的な水利用を図るとともに、動植物の生息・生育環境に十分配慮し、関係機関や利水関係者、地域住民の協力のもと流水の正常な機能の維持に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、自然環境や河川利用の実態の把握に努め、治水・利水面との調和を図りながら、河川の有する自然環境の多様性、連続性を確保し、動植物の生息・生育環境及び良好な河川景観の保全等に努める。

河川の維持管理については、災害の発生防止、河川の適正な利用、河川環境の整備と保全等の観点から、河川の有する多様な機能を十分に発揮させるよう適切に行う。

また、堤防・樋門、排水機場等の河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善などを計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持しつつ、施設管理の高度化、効率化を図る。

さらに、地域住民の河川に係わる取り組みを支援するとともに、河川に関する情報を地域住民に幅広く提供、共有することなどにより、河川と地域住民とのかかわりを強め、河川愛護活動や住民参加による維持管理等を推進する。

第2章 河川整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

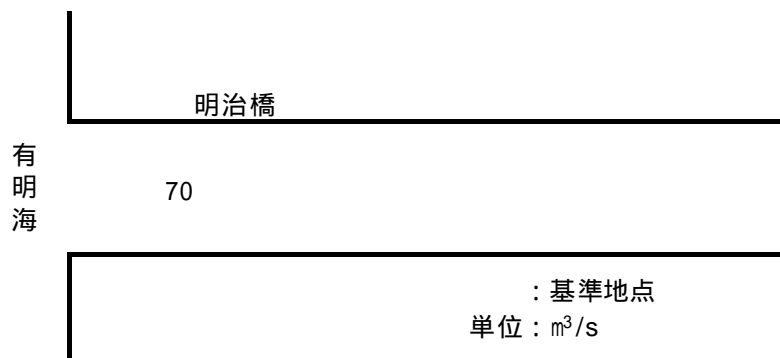
基本高水のピーク流量は、基準地点の明治橋地点において $70\text{m}^3/\text{s}$ とし、全量を河道へ配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節量	河道への配分流量
只江川	明治橋	$70\text{m}^3/\text{s}$	-	$70\text{m}^3/\text{s}$

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点の明治橋地点において $70\text{m}^3/\text{s}$ とする。



只江川 計画高水流量図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係わる川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位および計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位

河川名	地点名	河口からの 距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)	備考
只江川	明治橋	2.0	0.02	44	計画川幅

注) T.P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関しては、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮のうえ、今後、調査・検討を行うものとする。



< 参考図 > 只江川水系流域概要図